

(別添)

事務連絡
令和6年10月10日

日本年金機構
年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

障害年金制度における眼瞼痙攣の方の取扱いについて

障害年金制度における眼瞼痙攣の方の取扱いについては、今般、下記のとおり整理し、取り扱うこととしたので、ご了知の上、周知・徹底されたい。

記

1. 眼瞼痙攣の取扱いについて

原処分及び審査請求の対応について、「症状の固定」かどうかの判断を、ボトックス注射をしているかどうかという事実だけで判断するのではなく、ボトックス注射も含めた全体の治療等の経過に着目し、効果や症状等を踏まえて個別に判断すること。

その際、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）に基づき行われた過去の同様の社会保険審査官の決定や社会保険審査会の裁決（以下「裁決等」という。）の内容等を踏まえ、審査等を行うこと。

2. 過去の事案の取扱いについて

ボトックス注射を行っている眼瞼痙攣に係る過去の事案（眼瞼痙攣に係る障害認定基準の改正以降。障害年金と決定したものを除く。）については、1の方針に基づき、裁決等が行われた事案を除き、再度審査を行うこと。

3. 裁決等を踏まえた対応について

今後、裁決等の内容について、特に、同種の事案で同様の裁決等が複数続いている場合などは、その内容を十分に精査し、疑義が生じた際には、年金局事業管理課と方針を協議し、必要な対応を行うこと。